

## 各回の会議の呼称ならびに諮問・答申に付す記号および番号について

### 1 各回の会議の呼称(案)について

年度を表示せず、全体会、部会等の会議の種類ごとに初回からの通し番号を付す。

(1) 全体会

第〇回 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

(2) 各部会

第〇回 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会〇〇部会

### 2 諮問・答申に付す記号および番号(案)について

年度を表示せず、諮問に係る条例ごとに、諮問、答申の順に「1」から番号を付す。

(1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例関係

ア 諮問番号 諮問（公）第〇号

イ 答申番号 答申（公）第〇号

(2) 滋賀県情報公開条例関係

ア 諮問番号 諮問（情）第〇号

イ 答申番号 答申（情）第〇号

(3) 滋賀県個人情報保護条例関係

ア 諮問番号 諮問（個）第〇号

イ 答申番号 答申（個）第〇号

### 3 昨年度からの係属案件について

情報公開審査会に諮問された7件（諮問第146号～152号）

(1) 諮問番号

審査請求人等の関係当事者に諮問番号が示されている案件があることから、従前の番号をそのまま用いる。

(2) 答申番号

2に記載のルールにより、係属案件と今後新たに諮問された案件と区別することなく、答申の順に「1」から番号を付す。